

令和2年第13回定例公安委員会会議録

開催日時 令和2年5月21日（木）午前11時15分～午後2時20分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時5分

2 出席者

公安委員会 小谷委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 津田警察本部長 川島警務部長 柴田首席監察官
河本生活安全部長 長谷高刑事部長 保田交通部長
谷村警備部長 本庄警察学校長 濱口情報通信部長
細田警務部参事官

（事務局等～松本公安委員会補佐室長）

3 議題事項

○運転免許更新に係る審査請求の裁決（警務部）

○鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和2年度）（警務部）

（1）運転免許更新に係る審査請求の裁決（警務部）

警察本部から、運転免許更新に係る審査請求について、本件請求を棄却する旨の裁決案の説明がなされた。

委員

審理結果や裁決案について事前に説明を受けており、このとおり決裁する。

（2）鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和2年度）（警務部）

警察本部

留置施設視察委員会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として警察本部に置かれている。

同法により、警察本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされており、毎年公表している。

委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから公安委員会が任命する。身分は非常勤の特別職の地方公務員であり、委員又は委員であった者には、守秘義務と違反時の罰則がある。

鳥取県留置施設視察委員会条例第2条により、委員の定数は4人、任期は1年で2回に限り再任することができるものと規定されている。委員の構成は、弁護士、医師、地方公共団体職員及び地域住民代表の各関係団体から候補者の推薦を受けて選任している。

委員会の活動内容であるが、委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者である警察署長に対し、意見を述べるものとされている。

なお、視察は、所定の警察署に対して毎年実施している。

現委員の任期は本年5月31日までであり、1人が退任し、3人が再任に応じる意向を示している。次期委員の任期は本年6月1日から令和3年5月31日までであり、再任の意向がある3人に加え、後任1人の候補者について審議をお願いする。

委員

弁護士で委員をされる方は、被留置者の弁護人になれるか。

警察本部

可能である。

委員

事前に説明を受けており、この方々を任命する。

4 報告事項

○警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

○大型特殊免許試験用トラクタの期限付借上げ（交通部）

（1）警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

警察本部

新型コロナウイルス感染症の感染の危険性を伴う警察業務について、業務を行う警察職員に対する特殊勤務手当を新設するため、警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正を行う。

具体的な業務は、被留置者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留置管理業務や、感染者の死体取扱業務等を想定しており、感染者に直接接して行う作業の防疫等業務手当を支給する。支給額は日額3,000円であるが、感染者の身体に直接接する場合等は日額4,000円とする。金額については、国や他県と同水準である。

改正条例の適用は、政令により新型コロナウイルス感染症が指定感染症に定められた日である令和2年2月1日からとするため、改正までに該当事案があった場合は同日まで遡って適用する。

今後、県議会6月定例会議に議案提出する。

委員

改正内容は承知したが、一番は、職員が感染しないよう、十分に注意していただきたい。

事案対応時において、新型コロナウイルスへの感染が予想される場合、服装は定められているか。

警察本部

特に定めてはいないが、感染を防ぐものとしてタイベックスーツが主流となっており、活用している。

委員

事案対応の過程で、対応当時は相手が感染していることが分からなかったが、後日、感染者であると判明した場合、本条例は適用されるか。

警察本部

対応時に感染していたということであれば、適用となる。

(2) 大型特殊免許試験用トラクタの期限付借上げ（交通部）

警察本部

昨年4月26日に道路運送車両の保安基準が緩和され、農作業機を装着したトラクタの公道走行が可能となったが、幅が小型特殊自動車の基準である1.7メートルを超えるものは、従前どおり大型特殊免許が必要となる。実際には基準を超える農作業機が多く、農耕車限定の大型特殊免許が必要であり、免許取得希望

者が急増していることから、今後、自動車運転免許試験場に大型特殊免許農耕車限定技能試験用のトラクタを期限付きで導入し、農業者の大型特殊免許の早期取得支援を行う。

自動車運転免許試験場では毎週木曜日に試験を実施しているが、大型特殊免許の受験者が急増したため予約制とし、本年3月13日から受付を開始した。1回当たりの受付人数は20人である。本年4月からはJAグループ鳥取による農耕車限定の大型特殊免許技能講習会も開催されており、講習最終日には運転免許試験場の試験官を派遣し、出張技能試験を実施するなどの対応を行っている。

自動車運転免許試験場での大型特殊免許試験は、受験者の大半がトラクタを使用した農耕車限定の大型特殊免許試験を希望しているが、同場で使用している試験車両は「ホイールローダ」であり、農作業で使用する農耕用トラクタと比較して操作が困難なことから、合格率も約34パーセントと低調である。今後、借上げのトラクタを使用することにより、ホイールローダよりも乗り慣れたものであることから、大型特殊免許の取得者増加等の効果が期待できる。

委員

大型特殊免許の取得希望者が殺到していることは承知している。農作業を行う方には必須のものであり、ニーズに対応するためにも必要な取組だと思ふ。

5 その他

交通死亡事故の発生（交通部）

警察本部

5月19日午後2時頃、倉吉市関金町堀地内において軽四貨物自動車と大型貨物自動車の正面衝突の交通事故が発生し、軽四貨物自動車を運転していた男性が亡くなられ、本年の交通死亡事故の発生は5件・5人となった。

本事故の発生を受け、同月20日から22日までの間、交通死亡事故抑止緊急対策として幹線道路を中心とした街頭活動の強化、広報啓発等を実施し、県民に対して注意喚起を実施している。

委員

今回は農道での発生であり、幹線道路以外の対策も必要だと思ふ。

警察本部

御指摘いただいたように、しっかりと幹線道路以外での対策も実施していく。

委員

昨年よりも交通死亡事故の件数は減少しているが、今月2件目の発生である。

交通事故の発生状況に応じ、効果的な対策を実施していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取6件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 事前説明

- ・公安委員会宛ての苦情に対する回答（案）
- ・鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和2年度）

3 報告事項

- ・訟務案件
- ・指定自動車教習所関係

4 決裁

- ・運転免許更新に係る審査請求の裁決
- ・鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和2年度）
- ・特定秘密の保護措置及び適正評価の実施

5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。